

医療費控除の対象となる介護保険の居宅サービス

①医療費控除の対象となる居宅サービス等

- | | |
|--|------------------|
| ・訪問看護 | ・介護予防訪問看護 |
| ・訪問リハビリテーション | ・介護予防訪問リハビリテーション |
| ・居宅療養管理指導 | ・介護予防居宅療養管理指導 |
| ・通所リハビリテーション | ・介護予防通所リハビリテーション |
| ・短期入所療養介護 | ・介護予防短期入所療養介護 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。） | |
| ・複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。） | |

②①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等

- | | |
|---|------------------|
| ・訪問介護（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除きます。） | |
| ・夜間対応型訪問介護 | |
| ・訪問入浴介護 | ・介護予防訪問入浴介護 |
| ・通所介護 | ・介護予防通所介護 |
| ・地域密着型通所介護 | |
| ・認知症対応型通所介護 | ・介護予防認知症対応型通所介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| ・短期入所生活介護 | ・介護予防短期入所生活介護 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。） | |
| ・複合型サービス（上記①の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。） | |
| ・地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。） | |
| ・地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除きます。） | |

【注意事項等】

- ・指定居宅サービス事業者等が発行する領収証（居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名が記載されたもの）に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。
- ・交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設、介護医療院へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。
- ・高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります。

③医療費控除の対象外となる居宅サービス等

- 訪問介護（生活援助中心型）
- 認知症対応型共同生活介護
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 複合型サービス（生活援助中心型の訪問介護の部分）
- 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービス部分）
- 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービス部分）
- 地域支援事業の生活援助サービス
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与